

郵政産業 ユニオン

発行元 郵政産業労働者ユニオン労契法 20 条訴訟闘争本部

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2

TEL 03-5974-0816 FAX03-5974-0861

<http://www.piwu.org/> e-mail:mail@piwu.org

発行責任者 日巻 直映



【裁判所前で勝利報告を行う

高木弁護士と原告の梶さん】

2月21日、大阪地裁809号法廷において、労契法20条西日本裁判の判決が言い渡されました。
年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当を100%認める画期的な判決が出されました。この勝利判決を踏まえて、東西裁判を軸にさらに、均等待遇実現のたたかいを強めていく事が重要です。

郵政西日本20条裁判 格差是正判決を勝ち取る!!

13時30分、原告の梶さんと高木弁護士が「勝利判決」「格差是正判決」の旗を高々と掲げました。均等待遇を実現するぞ！日本郵便は格差を是正しろ！大阪地裁前に集まった、組合員、支援の仲間、約250人は大きな歓喜の輪に包まれました。

判決では、①地位確認は棄却したもの、②原告全員に損害賠償を認めました。賠償額は総額で304万5400円にのびりました。

一方で、東日本判決で認め



【勝利判決で活気にあふれる報告集会
中之島中央公会堂】

られていた、夏期冬期休暇、有給の病気休暇など、休暇に関しては判断を避ける判決内容となりました。

本日出された、西日本裁判の勝利判決を活用して、均等待遇実現、非正規差別を許さない取り組みを強めていくことが重要です。

現在、取り組まれている東日本裁判、控訴審のたたかいとあわせて、格差是正のたたかいをさらに進めていきたいと思います!!